

「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

原子力災害対策特別措置法（以下、原災法という。平成11年 法律第156号）第7条第1項の規定に基づき、「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」を修正しました。

修正の要旨は以下のとおりです。

1. 原子力災害対策指針および原災法に関わる政令等の改正に伴う修正

(1) 原子力災害対策指針で規定された以下の緊急事態区分の定義を追加。

○警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子炉施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある事態をいう。

○施設敷地緊急事態

原子炉施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子炉施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある事態をいう。（原災法第10条に該当する事象）

○全面緊急事態

原子炉施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある事態をいう。（原災法第15条に該当する事象）

(2) 緊急時体制※を発令する判断基準について、緊急事態区分に基づき詳細に設定し、追加。

[例] 「緊急時警戒体制」の該当事例

修正前：「島根県、鳥取県で震度6弱以上の地震を観測した場合」，「原子力規制庁が警戒事象と判断した場合」等と定義。

修正後：原子炉停止機能、原子炉冷却機能、電源供給機能、燃料プール等、それぞれの状態ごとに詳細な基準を設定。

※緊急時体制

原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、原子力災害等の状況に応じて区分した体制。

緊急時警戒体制（緊急事態区分「警戒事態」における体制）、緊急時非常体制（同「施設敷地緊急事態」）、緊急時特別非常体制（同「全面緊急事態」）に区分されている。

(3) 緊急時体制のうち「緊急時非常体制」、「緊急時特別非常体制」の判断基準として設定されていた、敷地境界付近等において検出された放射線量等について、今回規定された基準を反映。

2. その他の修正

(1) 本社緊急時対策組織の見直しとして、支援班に東京支社を追加し、中央官庁等の対応および原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣を実施することを記載。

3. 修正年月日

平成25年12月2日

以 上